

鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度実施要綱

平成31年4月1日上下水道事業告示第13号
改正 令和元年10月1日上下水道事業告示第27号
令和7年3月31日上下水道事業告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、部が発注する建設工事等の入札において、極端な低入札価格での受注による品質低下等を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 最低制限価格制度は、次に掲げる業種に適用する。

- (1) 建設工事の請負（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事に係る設計、測量及び調査等の業務委託（以下「業務委託」という。）

(対象入札)

第3条 最低制限価格制度を適用する競争入札は、設計金額が200万円を超える競争入札とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総合評価落札方式による場合
- (2) 最低制限価格を設定することが不相当であると認められる場合

(適用除外)

第4条 入札が次のいずれかに該当することとなった場合は、最低制限価格制度を適用しないものとする。

- (1) 法令、規則等及び当該競争入札に係る公告で定める無効入札要件に該当せず、かつ、入札価格が予定価格の110分の100に相当する金額（以下「予定価格」という。）を超えない入札（以下「有効札」という。）が1であった場合
- (2) 有効札が2又は3であって、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 建設工事に係る競争入札であって、全ての有効札に係る入札価格が予定価格の10分の7以上である場合又は全ての有効札に係る入札価格が予定価格の10分の7未満である場合
 - イ 業務委託に係る競争入札であって、全ての有効札に係る入札価格が予定価格の10分の6以上である場合又は全ての有効札に係る入札価格が予定価格の10分の6未満である場合
- (3) 有効札が4以上であって、かつ、有効札に係る入札価格の中で最低の価格が、建設工事の場合は有効札に係る入札価格の中で最高の価格の10分の9（建設工事が機械設備工事又は電気設備工事である場合は、公告、指名通知等で事前公表した係数）以上である場合、業務委託の場合は有効札に係る入札価格の中で最高の価格の10分の8以上である場合

(有効札が2又は3の場合の最低制限価格の算定方法)

第5条 有効札が2又は3の場合の最低制限価格は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

(1) 建設工事 予定価格に10分の7を乗じて得た額

(2) 業務委託 予定価格に10分の6を乗じて得た額

(変動型最低制限価格の算定方法)

第6条 有効札が4以上の場合の最低制限価格は、次項から第5項までに定めるところにより案件ごとに決定する。

2 有効札の数により最低制限価格の算定基礎とする入札数（以下「算定数」という。）を、次により求める。

(1) 有効札の数が4の場合は、算定数は4とする。

(2) 有効札の数が5以上8以下の場合は、算定数は5とする。

(3) 有効札の数が9以上15以下の場合は、有効札の数に10分の6を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じた場合は、これを1に切り上げる。）を算定数とする。

(4) 有効札の数が16以上の場合は、算定数は10とする。

3 入札価格の低いものから前項で求めた算定数分の入札について、その平均額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を求める。ただし、入札価格の低い順から算定数番目の順位の入札と、その次の順位の入札の入札価格が等しいときは、算定数に1を加え、同額の入札が他にもあれば、繰り返し算定数に1を加えるものとする。

4 最低制限価格は、前項で求めた平均額に、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定める係数を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 建設工事 10分の9

(2) 業務委託 10分の8

5 前項第1号の規定にかかわらず、当該競争入札が建設工事のうち機械設備工事又は電気設備工事である場合は、同号の係数に代えて、10分の9から、機器費率（当該建設工事の直接工事費に対する機器費（当該機器の製作工場等において機能や性能の確認がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないものの調達費用をいう。）の割合（その割合に10分の1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた割合）の数を用いる。）に10分の1を乗じて得た数を控除して得た係数を適用する。

(最低制限価格決定後に入札の無効があった場合の取扱い)

第7条 第5条又は前条の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。ただし、算定に用いた入札の無効の理由が金額の書き間違いその他の最低制限価格の適正な算定上支障があると認められるものである場合は、当該入札がなかったものとして前3条の規定を適用して、最低制限価格を決定し、又は最低制限価格制度を適用しないものとする。

(落札者の決定)

第8条 第4条の規定により最低制限価格制度を適用しないこととした場合は、有効札の中で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を定めた場合は、有効札の中で、最低制限価格以上の入札価格かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、最低制限価格を下回った価格で入札をした者は、当該入札において失格とする。

3 前2項の場合において、最低価格者が2者以上いる場合は、くじ等の抽選により落札者を決定する。

(入札の執行)

第9条 入札執行者は、開札の結果、有効札が4以上であり、かつ、当該入札が第4条第3号に該当しない場合は、当該入札会での最低制限価格の決定は保留して、落札の決定を保留することができるものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により落札の決定を保留した場合、入札会を閉じた後に第6条の規定により最低制限価格を決定し、落札者を決定するものとする。

(公表)

第10条 最低制限価格制度を適用しようとする場合は、その案件の入札の公告又は指名通知等適切な方法において、その旨を公表しなければならない。この場合において、当該案件が建設工事のうち機械設備工事又は電気設備工事である場合は、第6条第5項の規定により同条第4項第1号に規定する係数に代えて適用される係数を合わせて公表するものとする。

2 最低制限価格制度を適用した場合は、最低制限価格を落札決定後速やかに公表しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年4月1日上下水道事業告示第13号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日上下水道事業告示第27号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日上下水道事業告示第19号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。